

様式第三号 (平21内府令5・追加、令元内府令2・一部改正)

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 年 月 日至 年 月 日)

(単位: 円)

	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間(自 年 月 日至 年 月 日)

(単位: 円)

	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 年 月 日至 年 月 日)

(単位: 円)

	合計
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間(自 年 月 日至 年 月 日)

(単位: 円)

	合計
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

(記載上の注意)

1. 中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。

3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。
4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
5. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。